◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２１４号(H25. 9. 13)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝８件（９月６日～９月１２日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスが歩行者を撥ねた事故
（３）乗合バスが歩行者を轢いた事故
（４）乗合バスが降車客を轢いた事故
（５）乗合バスの車内事故２
（６）タクシーと自転車が衝突した事故
（７）タクシーと歩行者が接触した事故
（８）トラックと軽乗用車が衝突した事故
２．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
５．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されます！
６．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
８．平成２５年度事故防止対策支援推進事業を実施します！

◇◇◇

スが乗客２名を乗せて運行中、当該乗合バスの右前輪で歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡、当該バスの乗客及び運転者にけがは無かった。
事故当時、当該歩行者は、駅前ロータリーの中央部分にある駐車場に車を止め、駐車場から横断歩道のない箇所を、携帯電話を使用しながら横断していた模様。

（３）乗合バスが歩行者を轢いた事故
９月１０日（火）午後０時５０分頃、香川県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客の降車扱いをし発車したところ、当該乗合バスの下で歩行者が倒れていた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故当時、当該乗合バスの運転者は、当該乗合バスの下部から異音がしたため下車して確認したところ、歩行者が当該バスの下で倒れていた模様。

（４）乗合バスが降車客を轢いた事故
９月１０日（火）午後８時５５分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスが運行中、降車した乗客を轢いた。
この事故により、当該乗客が死亡した。
事故当時、当該乗合バスの前扉から降車した当該乗客が、何かの拍子に転んだところ、発車した当該乗合バスの前輪に轢かれた模様。

（５）乗合バスの車内事故２
９月１１日（水）午前１１時１０分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客９名を乗せて運行中、信号待ちから発進した際に、乗客１名（男性、６３歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が胸椎圧迫骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は、交差点から５０メートル先の停留所で降車するため、信号待ちの間に座席から立ち上がり、保護棒につかまっていたが、発進した際にバランスを崩して転倒した模様。

（６）タクシーと自転車が衝突した事故
９月５日（木）午後７時頃、京都府において、個人タクシーが空車で走行中、自転車と衝突した。
この事故により、当該自転車乗りが死亡した。
事故現場は、片側２車線の信号機のないＴ字路で、横断してきた自転車と衝突した模様。

（７）タクシーと歩行者が接触した事故
９月１２日（木）午前２時４５分頃、東京都において、都内の個人タクシーが歩行者と接触した。

この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故当時、当該タクシーが直進にて交差点に進入したところ、当該タクシーから見て右方向から来た歩行者と接触した。

（８）トラックと軽乗用車が衝突した事故
９月８日（日）午後１１時３０分頃、静岡県において、トラックと軽乗用車が正面衝突した。
この事故により、当該軽乗用車の乗員３名のうち運転者１名及び乗員１名の計２名が死亡、当該軽乗用車の乗員１名と当該トラックの運転者の計２名が軽傷を負った。
事故現場は片側１車線の直線道路で、事故当時、何らかの原因で当該軽乗用車がセンターラインをはみ出し衝突した模様。

◇◇◇

います。
　これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
　また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇

安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

ります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成２５年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。
（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆